【埋蔵文化財の取扱いについて】

　埋蔵文化財とは「土地に埋蔵されている文化財」（文化財保護法第９２条）のことで、これらは歴史的財産として大切に取扱い、後世に伝えていく必要があります。

　これら貴重な歴史的財産を保存していくために、事業（土木工事、開発行為、一般住宅建設など）を行う場合は、次のような手続が必要です。

●埋蔵文化財の取扱い事務の流れ

１　事業を行う地点の埋蔵文化財の有無についての照会を行う。

　・様式は問いませんが、宛名を「川南町教育委員会教育長」でお願いします。

　・様式の参考例は別添のとおりです。

２　１の所在の照会について、文書で回答します。

　　そこで、埋蔵文化財の所在がない場合　→　文化財保護法はクリア＝施工可

埋蔵文化財の所在がある場合　→　３へ

３　埋蔵文化財について所在がある場合で、事業地の変更ができない場合、埋蔵文化財の確認調査を行います。確認調査の方法については、別途協議します。

４　確認調査の結果

埋蔵文化財が確認されなかった場合　→　所定の手続により施工可

　　埋蔵文化財が確認された場合 　 →　所定の手続により発掘調査

５　発掘調査になった場合は、原因者負担の原則から、委託金をいただいて発掘調査をすることになります。発掘調査の経費・期間等については、遺構の規模によるため、別途協議になります。

６　発掘調査終了　→　施工可

流れとしては以上です。１と２については省略可能ですが、３の確認調査を行うにあたっては、事前協議をお願いします。

※埋蔵文化財の所在については、「周知の埋蔵文化財包蔵地」（町内１４４か所）として遺跡詳細分布図に記されています。

※事業等を行うにあたり、埋蔵文化財の所在がある場合は、文化財保護法第９３条に基づく届出が必要になります（届出様式は別途）。

（確認調査の内容）

・確認調査は、事業地の規模により数か所４ｍ×４ｍ（深さ1～2ｍ）程度のトレンチ（穴）を掘り、遺構の有無について確認します。

・確認調査に伴う、樹木等の伐採、重機のオペレーターの手配、費用は事業主にてお願いします。

・確認調査自体は、１日で終了することがほとんどです。日程については教育委員会と調整をお願いします。

（埋蔵文化財の所在照会の参考例）

　　　年　　　月　　　日

川南町教育委員会教育長　殿

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 電話番号

埋蔵文化財及び天然記念物所在の有無について（照会）

下記地区における文化財所在の有無について照会します。

記

１　対象地（すべて記載してください。）

　　宮崎県児湯郡川南町大字

２　対象面積

３　照会目的（事業目的）

４　予定工事期間　（開発事業の場合）

添付図面

　　位 置 図　（対象範囲を明示）